

## 総務常任委員会 審査順序

### ● 付託議案について

議案第 18 号 令和 5 年度八戸市一般会計補正予算

#### ○歳出

款	項	摘 要
第 1 条の歳出中		
1 款 議会費	全部	
2 款 総務費	1 項 総務管理費	3 目24節社会福祉基金積立金、公会堂事業基金積立金、健康づくり推進基金積立金、肉用牛特別導入事業基金積立金、スポーツ振興基金積立金、都市緑化基金積立金、屋内スケート場事業基金積立金、貿易振興基金積立金、新美術館整備基金積立金、こども未来基金積立金、産業立地振興基金積立金、5 目、6 目、9 目、13 目を除く
	2 項 徴税费	
	4 項 選挙費	
	↳	
	6 項 監査委員費	
4 款 衛生費	1 項 保健衛生費	1 目18節八戸圏域水道企業団負担金、14 目18節、23 節
5 款 労働費	1 項 労働諸費	1 目
6 款 農林水産業費	1 項 農業費	2 目17節、10 目、11 目、12 目
	2 項 林業費	1 目18節島守財産区構成地域環境整備補助金
7 款 商工費	1 項 商工費	3 目、4 目18節ジャズフェスティバル実行委員会負担金
8 款 土木費	4 項 都市計画費	10 目18節、23 節
9 款 消防費	1 項 消防費	3 目を除く
10 款 教育費	1 項 教育総務費	
	↳	
	3 項 中学校費	
	5 項 社会教育費	1 目 8 節、13 節、7 目、8 目、12 目、14 目、17 目、18 目を除く
	6 項 保健体育費	1 目 1 節、3 節、2 目、3 目を除く
13 款 諸支出金	全部	
第 2 条 繰越明許費中		
2 款 総務費	1 項 総務管理費	
	2 項 徴税费	
9 款 消防費	全部	
10 款 教育費	3 項 中学校費	
	5 項 社会教育費	公民館冷房設置事業、公民館トイレ改修事業、児童科学館空調設備等改修事業、是川縄文の里整備事業 令和 6 年度広報はちのへ印刷経費
第 3 条 債務負担行為の補正		

#### ○歳入 第 1 条中の歳入予算の補正及び第 4 条地方債の補正

議案第 25 号 令和 5 年度八戸市学校給食特別会計補正予算

議案第 41 号 三八視聴覚教育協議会の廃止について

議案第 42 号 新市建設計画を変更することについて

## 新市建設計画を変更することについて

### 1. 提案理由

旧市町村の合併の特例に関する法律附則第 2 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第 5 条第 7 項の規定に基づき、新市建設計画を変更するためのものである。

【参考】旧 市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

#### 第 5 条

第 7 項 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。

#### 附則第 2 条

第 1 項 この法律（中略）は、平成 17 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

第 2 項 前項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日までに行われた地方自治法第 7 条第 1 項又は第 3 項の規定による申請（以下「合併申請」という。）に係る市町村の合併については、この法律（中略）は、同日後もなおその効力を有する。（以下略）

### 2. 新市建設計画の概要

平成 17 年 3 月に合併した旧八戸市と旧南郷村の速やかな一体化を促進し、それぞれの魅力を活かしたまちづくりを進めるため、合併特例法に基づく市町村建設計画として、合併後の新市の将来都市像や都市づくりの基本方針等について定めたもの。本計画に位置付けた事業について、合併特例債を活用することができる。

### 3. 計画変更の理由

現行の新市建設計画の計画期間は、合併特例法に基づく財政措置期間（合併特例債の発行可能期間）に合わせ、平成 17 年度から平成 36 年度（令和 6 年度）までの 20 年間としてきたが、平成 30 年 4 月の「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、合併特例債の発行期間が延長可能となったことを受け、合併特例債の有効活用による現計画の掲載事業の一層の推進を図るため、計画期間を 5 年間延長するもの。

### 4. 計画の変更点

計画期間の延長のために必要となる部分を中心に変更する。

#### ◎ 主な変更点

項目	変更前	変更後
計画期間	平成 17～36 年度（20 年間）	平成 17～令和 11 年度（25 年間）
人口等統計値	平成 22 年国勢調査値等	令和 2 年国勢調査値等を追加
財政計画	平成 17～36 年度（20 年間）	平成 17～令和 11 年度（25 年間） （令和 4 年度までは実績値）

※変更点の詳細は、次ページ以降参照

新市建設計画の変更に係る新旧対照表

頁	項目	新（変更案）	旧（現計画）
表紙	変更年月の記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画名下部の記載を変更</li> </ul> <p style="text-align: center;">令和6年3月 変更 八戸市</p>	<p style="text-align: center;">平成27年3月 変更 八戸市</p>
目次	変更の趣旨及び主な変更点の記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 目次下部の記載を変更</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">&lt; 計画の変更にあたって（令和6年3月） &gt;</p> <p>今回の新市建設計画の変更は、平成30年4月の「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、合併特例債の発行期間が5年間延長可能となったことを受け、合併特例債の有効活用を通じ、現計画登載事業の一層の推進を図るため、計画期間を令和11年度まで延長するものです。</p> <p>◎ 主な変更点：計画期間の延長、人口等統計値の更新、財政計画の更新</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">&lt; 計画の変更にあたって（平成27年3月） &gt;</p> <p>今回の新市建設計画の変更は、東日本大震災発生後における合併市町村の実情を踏まえた地方債の特例により、合併特例債の発行期間が延長可能となったことを受け、合併特例債の有効活用を通じ、現計画登載事業の一層の推進を図るため、計画期間を平成36年度まで延長するものです。</p> <p>◎ 主な変更点：計画期間の延長、人口等統計値の更新、財政計画の更新</p> </div>
1	計画策定の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 記載の変更</li> </ul>	
	2. 計画の構成	<p>第4章 新市の施策</p> <p>～、合併後の25年間に実施を予定する施設整備や仕組みづくりなどの事業を示したものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 記載の変更</li> </ul> <p>第7章 財政計画</p> <p>～、合併後25年間の財政的検証を行うものです。</p>	<p>第4章 新市の施策</p> <p>～、合併後の20年間に実施を予定する施設整備や仕組みづくりなどの事業を示したものです。</p> <p>第7章 財政計画</p> <p>～、合併後20年間の財政的検証を行うものです。</p>
	3. 計画期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 記載の変更</li> </ul> <p>計画の期間は、合併特例法による財政措置期間である平成17年度から令和11年度までの25年間とします。</p>	<p>計画の期間は、合併特例法による財政措置期間である平成17年度から平成36年度までの20年間とします。</p>

頁	項目	新(変更案)	旧(現計画)
6	第2章 新市の概況 2. 面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>最新の国土地理院公表値、固定資産概要調書に基づく記載の変更、土地利用構成割合(図)の更新</li> </ul> <p>2市村全体の面積は305.56 km<sup>2</sup>であり、平成17年における土地利用構成は、田・畑(25%)、宅地(13%)、山林(33%)などとなっています。</p> <p>令和5年においては、田・畑(19%)、宅地(16%)、山林(33%)などとなっています。</p> <p>図 面積構成(平成17年)</p>	<p>2市村全体の面積は約305 km<sup>2</sup>であり、その土地利用構成は、田・畑(23%)、宅地(15%)、山林(34%)などとなっています。</p> <p>表 面積</p>
6~8	3. 人口及び世帯数	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年国勢調査値を最新とする記載に変更</li> </ul>	
	(1)総人口	<p>平成17年における2市村の総人口は、約24万5千人となっています。</p> <p>令和2年における新市の総人口は、約22万3千人となり、減少傾向にあります。</p>	<p>平成12年における2市村の総人口は、約24万9千人となっています。</p> <p>合併後の平成22年における新市の総人口は、約23万8千人となり、減少傾向にあります。</p>
	(2)年齢別人口	<p>平成17年における2市村の年少人口割合は15.0%、老年人口は19.6%となっています。</p> <p>令和2年においては、年少人口割合は11.6%、老年人口は31.3%となっています。</p>	<p>平成12年における2市村の年少人口割合は16.2%、老年人口は16.1%となっています。</p> <p>合併後の平成22年においては、年少人口割合は13.5%、老年人口は23.2%となっています。</p>
	(3)産業別人口	<p>平成17年における2市村の第一次産業の就業人口割合は4.2%、第二次産業は23.9%、第三次産業は71.9%となっています。</p> <p>令和2年においては、第一次産業の就業人口割合は3.0%、第二次産業は22.5%、第三次産業は74.5%となっています。</p>	<p>平成12年における2市村の第一次就業人口割合は4.6%、第二次就業人口割合は27.6%、第三次就業人口割合は67.8%となっています。</p> <p>合併後の平成22年においては、第一次就業人口割合は3.7%、第二次就業人口割合は23.1%、第三次就業人口割合は73.2%となっています。</p>
	(4)世帯数	<p>平成17年における2市村の世帯数は、約9万世帯となっています。</p> <p>令和2年における新市の世帯数は、約9万6千世帯となり、増加傾向にあります。</p>	<p>平成12年における2市村の世帯数は、約8万9千世帯となっています。</p> <p>合併後の平成22年における新市の世帯数は、約9万2千世帯となり、過去5年間の伸びは、以前に比べて緩やかになってきています。</p>

頁	項目	新（変更案）	旧（現計画）
14	第4章 新市の施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 記載の変更 (1行目) ～、合併後の<u>25</u>年間に実施を予定するハード・ソフト両面の事業を示します。</li> </ul>	<p>(1行目) ～、合併後の20年間に実施を予定するハード・ソフト両面の事業を示します。</p>
27	第7章 財政計画 1. 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 記載の変更・削除 (1行目) 財政計画は、合併後の<u>25</u>年間に財政的見地から検証し、 (6行目) ～削除～</li> </ul>	<p>(1行目) 財政計画は、合併後の<u>20</u>年間に財政的見地から検証し、 (6行目) なお、新市では平成28年度中の中核市移行を目指していますが、これに伴う行政コストの増加については、普通交付税等により措置されるものと想定していることから、この財政計画においては、その影響額は考慮しておりません。</p>
	2. 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 記載の変更 財政計画の期間は、新市建設計画と同様、<u>平成17年度から令和11年度までの25年間</u>とします。</li> </ul>	<p>財政計画の期間は、新市建設計画と同様<u>平成17年度から平成36年度までの20年間</u>とします。</p>
	4. 推計方法	<p><u>令和4年度までは実績値とし、令和5年度以降における各費目の推計方法は以下のとおりです。</u></p>	<p>平成25年度までは実績値とし、平成26年度以降における各費目の推計方法は以下のとおりです。</p>
	(1) 歳入 ①市町村税・地方譲与税・交付金等	<p><u>令和4年度決算額を基準とし、令和6年度の固定資産税評価替えの影響を見込む。</u></p>	<p>平成25年度決算額を基準に同額で推移するものと見込む。 地方消費税交付金については、増税に対応した増額分を見込む。</p>
	②地方交付税	<p><u>過去の推移を参考とし、臨時財政対策債や合併特例債の償還額への措置等を見込む。</u></p>	<p>過去の推移を参考とするが、平成27年度以降の合併算定替縮減による影響額や、合併特例債償還額の措置等を見込む。</p>
	④分担金負担金、使用料手数料	<p><u>令和4年度決算額を基準に同額で推移するものと見込む。</u></p>	<p>福祉関係経費での扶助費等歳出連動分及び過去の推移を参考に推計。</p>
	⑤財産収入	<p><u>過去の推移を参考に推計。</u></p>	<p>合併市町村振興基金の利子を見込む。</p>
	⑥地方債	<p><u>臨時財政対策債は令和5年度以降も発行を見込む。</u></p>	<p>臨時財政対策債は平成26年度以降も発行を見込む。</p>
	(2)歳出 ①人件費	<p><u>定年延長等の影響のほか、令和5年度人事院勧告に伴う給与改定の影響を見込む。</u></p>	<p>過去の伸び率を参考に、対前年度比△0.5%を見込む。</p>

頁	項目	新(変更案)	旧(現計画)
28	②物件費	原油価格・物価高騰の影響を踏まえ、対前年度比 5.0%を見込む。	過去の伸び率を参考に、対前年度比 0.8%を見込む。 国・県の財政支援に係る臨時的経費のほか、建設計画に掲載した施設の維持管理経費を見込む。
	⑤補助費等	コロナ禍前の水準を基準とし、過去の伸び率を参考に、対前年度比△3.0%を見込む。	過去の伸び率を参考に対前年度比△0.2%を見込む。
	⑥普通建設事業費	新市建設計画に基づく主な事業費及びその他経常的な事業費のほか、合併特例債活用事業費を見込む。	新市建設計画に基づく主な事業費及びその他経常的な事業費を見込む。
	⑦公債費	借入見込み分の償還条件は、___(削除)___ 20年(3年据置)で推計。	借入見込み分の償還条件は、過疎債 12年(3年据置)、合併特例債(市町村建設事業) 15年(2年据置)、合併特例債(合併市町村振興基金) 10年(据置なし)、その他の地方債 20年(3年据置)で推計。
	⑧積立金	過去の決算額をベースとし、各種基金へのふるさと寄附金の積立を見込む。	平成 27 年度に合併市町村振興基金 2,864 百万円の積立を見込む。
	⑨繰出金	令和 4 年度決算額を基準に同額で推移するものと見込む。	平成 25 年度決算額を基準に同額で推移するものと見込む。
29~31	5. 財政計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実績値、推計値の変更・追加 (タイトル)</li> </ul> 5. 財政計画(平成 17 年度~令和 4 年度は実績値、5 年度は最終予算見込額、6 年度以降は推計値)	(タイトル) 5. 財政計画(平成 17 年度~25 年度は実績値、26 年度は最終予算見込額、27 年度以降は推計値)